

# 「藤沢産利用推進店」募集要項

## 1 目的

藤沢産農水産物及びその加工品等を積極的に利用する小売店、飲食店、宿泊施設、移動販売店等を藤沢産利用推進店(以下「利用推進店」という。)として認定し、地産地消推進の取組みを市民に周知することで、藤沢産農水産物等への理解と地産地消の意識向上につなげ、地産地消の推進を図ることを目的とします。

## 2 実施主体

市

## 3 申請方法

申請書は、市へ提出してください。

※受付時間:月～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時(休日、祝日、年末年始を除く)

※受付方法:持参又は郵送

## 4 申請受付期間

随時受付

## 5 認定審査

受理した申請書は、市において内容を審査し、認定基準を満たすときは利用推進店として認定します。

認定後に、認定証を交付し、登録店のプレート、のぼり旗等を貸与します。

## 6 認定基準

藤沢産利用推進店の認定を受けるには、店舗(移動販売車を含む)及び宿泊施設を有しており、次の認定基準に該当する必要があります。

### 【藤沢産利用推進店認定基準】

小売店	共通	(1)地産地消の推進に協力し、藤沢産農水産物等を積極的に活用、PRし、今後もその取組みを進めていこうとする意欲があること (2)安全・安心に十分配慮した商品等を通年で提供すること (3)藤沢産農水産物等の使用品目数や藤沢産農水産物等を活用した商品を増やそうとする意欲があること (4)利用推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾すること (5)市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする(関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ・パンフレット等の設置など) (6)経営者又は経営に事実上参加している者が暴力団員でないこと並びに暴力団員と密接な関係を有していないこと
	ひとキュン	(1)藤沢産農水産物等を常時1品目以上販売していること

	ふたキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時3品目以上、かつ、年間合計10品目以上販売していること。又は、藤沢産農水産物等を常時5割以上販売されていることが客観的に確認できること (2) 藤沢産農水産物等を販売又は使用していることが分かりやすく表示されていること
飲食店・宿泊施設	共通	(1) 地産地消の推進に協力し、藤沢産農水産物等を積極的に活用、PRし、今後もその取組みを進めていこうとする意欲があること (2) 安全・安心に十分配慮した料理等を通年で提供すること (3) 藤沢産農水産物等の使用品目数や藤沢産農水産物等を活用したメニューを増やそうとする意欲があること (4) 利用推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾すること (5) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする(関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ・パンフレット等の設置など) (6) 経営者又は経営に事実上参加している者が暴力団員でないこと並びに暴力団員と密接な関係を有していないこと
	ひとキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時1品目以上使用していること
	ふたキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時3品目以上、かつ、年間合計10品目以上使用していること。又は、藤沢産農水産物等を常時5割以上使用していることが客観的に確認できること (2) 藤沢産農水産物等を使用していることをメニュー表示等で分かりやすく表示されていること。
移動販売店	共通	(1) 地産地消の推進に協力し、藤沢産農水産物等を積極的に活用、PRし、今後もその取組みを進めていこうとする意欲があること (2) 安全・安心に十分配慮した料理等を通年で提供すること (3) 藤沢産農水産物等の使用品目数や藤沢産農水産物等を活用したメニューを増やそうとする意欲があること (4) 利用推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾すること (5) 市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力しようとする(関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ・パンフレット等の設置など) (6) 経営者又は経営に事実上参加している者が暴力団員でないこと並びに暴力団員と密接な関係を有していないこと
	ひとキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時1品目以上使用していること
	ふたキュン	(1) 藤沢産農水産物等を常時3品目以上かつ、年間合計10品目以上使用していること。又は、藤沢産農水産物等を常時5割以上使用していることが客観的に確認できること (2) 藤沢産農水産物等を使用していることをメニュー表示等で分かりやすく表示されていること。

※常時とは、認定基準の「小売店」及び「飲食店・宿泊施設」については、年間200日以上のことをいう。なお、認定基準の「移動販売店」については、100日以上のことをいう。

※安全・安心に十分配慮したとは、食品衛生法等の関係法令を遵守していることをいう。

## 7 利用推進店のPR

市民等に対して「藤沢産」農水産物、食品の利活用を進めていることを、次の方法によりPRします。

- ・市のホームページ等の媒体を通じてのPR
- ・市が行うイベント等において、情報等をPR

## 8 利用推進店へのお願い

- ・藤沢産利用推進店認定要綱を遵守してください。
- ・藤沢産農水産物等を積極的に利用、PRしてください。
- ・市民等への「藤沢産」農水産物の旬や食べ方等の情報提供をしてください。

## 9 認定期間

新規申請の認定期間は、認定日の属する年度の翌年度の3月末日までとします。また更新申請及びランク区分の変更の認定期間は、認定日の当該年度の3月末日までとします。

## 10 認定後の報告事項等

- (1)申請した内容に変更が生じた場合は、市へ藤沢産利用推進店内容変更届出書を提出してください。ただし、利用推進店からの届出がない場合でも、必要に応じ市等はホームページ等の内容を変更することができます。
- (2)市から利用状況等の報告を求められた場合は、協力してください。
- (3)認定の辞退を行う場合又は認定基準に合致しなくなった場合は、市へ藤沢産利用推進店認定辞退届出書を提出してください。

## 11 認定の取消及び停止

次の事項に該当するときは、利用推進店の認定を取消す又は停止することがあります。

- (1)営業を終了した場合
- (2)登録基準に該当しなくなった場合
- (3)利用推進店から辞退の申し出があった場合
- (4)認定期間が満了した場合
- (5)その他市が判断した場合
- (6)利用推進店が加工し、又は取り扱う食品等に起因する健康被害を確認した場合

## 12 情報管理等

申請書に記載された情報は、認定審査以外の目的には使用しません。ただし、利用推進店となった場合は、市、その他関係機関が発行する紙媒体やウェブ媒体等に掲載することがあります。

## 13 申請書の配布について

- ・藤沢市経済部農業水産課

※配布時間:月～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時(休日、祝日、年末年始を除く)

- ・市ホームページから申請書をダウンロードすることもできます。

藤沢市トップページ→仕事・産業→農業→地産地消→藤沢産利用推進店について→認定申請書

問い合わせ先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所 経済部農業水産課 農政担当

電話:0466-50-3532(直通)

FAX:0466-50-50-8256

Eメール: [fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp)